

報道関係者 各位

平成29年3月27日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

専門監督官 貝田 直也

電話 018-862-6682

平成28年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の結果を公表
～重点監督を実施した事業場の約4割にあたる35事業場で違法な残業～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたのでお知らせします。

今回の重点監督は長時間労働削減推進本部（本部長：塩崎恭久 厚生労働大臣）の指示の下、長時間労働が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、63事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、約4割にあたる35事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

秋田労働局では今後も、月80時間を超える時間外・休日労働が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【重点監督の結果のポイント】

（１）重点監督の実施事業場： 79事業場

■このうち、63事業場（全体の79.7％）で労働基準関係法令違反あり。

（２）主な違反内容〔（１）のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕

- ① 違法な時間外労働があったもの：35事業場（44.3％）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの：28事業場（80.0％）
うち、月100時間を超えるもの：15事業場（42.9％）
うち、月150時間を超えるもの：3事業場（8.6％）
うち、月200時間を超えるもの：0事業場（0.0％）
- ② 賃金不払残業があったもの：2事業場（2.5％）
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：12事業場（15.2％）

（３）主な健康障害防止に係る指導の状況〔（１）のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕

- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの：59事業場（74.7％）
うち、時間外・休日労働を月80時間
以内に削減するよう指導したもの：44事業場（74.6％）
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：13事業場（16.5％）

【別添1】 平成28年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

【別添2】 監督指導事例

平成28年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成28年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、**79事業場**に対し**重点監督**を実施し、**63事業場（全体の79.7%）**で**労働基準関係法令違反**が認められた。主な法違反としては、**違法な時間外労働があったものが35事業場、賃金不払残業があったものが2事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが12事業場**であった。

表1 重点監督実施件数等

業種		重点監督実施事業場数（注1）	労働基準関係法令違反があった事業場数（注2）	主な違反事項		
				労働時間（注3）	賃金不払残業（注4）	健康障害防止対策（注5）
合計		79 (100.0%)	63 (79.7%)	35 (44.3%)	2 (2.5%)	12 (15.2%)
主な業種	製造業	14 (17.7%)	12 (85.7%)	9	0	1
	建設業	12 (15.2%)	10 (83.3%)	8	0	1
	運輸交通業	12 (15.2%)	11 (91.7%)	7	0	3
	商業	15 (19.0%)	9 (60.0%)	2	0	1

（注1）主な業種は監督指導実施事業場数が10を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

（注2）かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注3）労働基準法第32条違反[36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。]の件数を計上している。

（注4）労働基準法第37条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している[計算誤り等は含まない。]。

（注5）労働安全衛生法第18条違反[衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。]、労働安全衛生法第66条違反[健康診断を行っていないもの。]及び労働安全衛生法第66条の8違反[1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。]を計上している。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
79	23 (29.1%)	29 (36.7%)	11 (13.9%)	8 (10.1%)	5 (6.3%)	3 (3.8%)

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
79	8 (10.1%)	14 (17.7%)	10 (12.7%)	10 (12.7%)	20 (25.3%)	17 (21.5%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

（1）過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち、**59事業場**に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの**過重労働による健康障害防止措置**を

講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）
59	7	17	15	44	3

（注1）指導事項は重複があり得る。

（注2）2ないし6月で平均80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

（2）労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち、**13事業場**に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準（労働時間適正把握基準）に適合するよう、**労働時間を適正に把握することなどを指導した。**

表5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録	自己申告制による場合			管理者の責務	労使協議組織の活用
		自己申告制の説明	実態調査の実施	適正な申告の阻害要因の排除		
13	9	7	8	6	0	0

（注1）指導事項は、重複があり得る。

3 監督指導において把握した実態

（1）時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった監督を実施した**35事業場**において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、**28事業場で1か月80時間を、うち15事業場で1か月100時間を、うち3事業場で1か月150時間を超えていた。**200時間を超えていた事業場はなかった。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45時間以下	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
1	6	13	12	3	0

（２）労働時間の管理方法

重点監督を実施した**79事業場**において、労働時間の管理方法を確認したところ、**4事業場**で使用者が自ら現認することにより確認し、**28事業場**でタイムカードを基礎に確認し、**14事業場**でＩＣカード、ＩＤカードを基礎に確認し、**29事業場**で自己申告制により確認し、**18事業場**でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）	その他 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ＩＣカード、ＩＤカードを基礎 （注2）		
4	28	14	29	18

（注1）労働時間適正把握基準に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複があり得る。

【参考】 前年同期における重点監督指導結果

前年同期の重点監督指導結果は以下のとおり。

事項			年度	
			平成28年度	平成27年度
監督指導の実施事業場	監督実施事業場		79	59
	うち、労働基準法などの法令違反あり		63（79.7%）	45（76.3%）
主な違反内容	1 違法な長時間労働があったもの		35（44.3%）	22（37.3%）
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり80時間を超えるもの	28（80.0%）	11（50.0%）
		1か月当たり100時間を超えるもの	15（42.9%）	6（27.3%）
		1か月当たり150時間を超えるもの	3（8.6%）	2（9.1%）
		1か月当たり200時間を超えるもの	0（0.0%）	0（0.0%）
	2 賃金不払残業があったもの		2（2.5%）	7（11.9%）
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの		2（100.0%）	5（71.4%）
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの		12（15.2%）	5（8.5%）
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの		59（74.7%）	39（66.1%）
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの		44（74.6%）	27（69.2%）
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの		13（16.5%）	14（23.7%）
	うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの		2（15.4%）	9（64.3%）

監 督 指 導 事 例

事例 1 (建設業)

- 1 労働者の時間外労働を 36 協定で定める上限時間（特別条項：月 80 時間）を超えて、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約 150 時間）を行わせた事業場に対し指導を実施。

監督指導において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 労働基準監督官による監督指導において、36 協定で定める上限時間（特別条項：月 80 時間）を超えて、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約 150 時間）を行わせていたことが判明した。

労基署の対応

- ①労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告
- ② 36 協定の不適正な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ③月 80 時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止措置について専用指導文書により指導

事例 2 (接客娯楽業)

- 1 労働者の時間外労働を 3 6 協定で定める上限時間（月 8 6 時間）を超えて、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約 1 4 0 時間）を行わせた事業場に対し指導を実施。
- 2 時間外・休日労働に対する割増賃金を固定残業代として支払っていたが、固定残業代に含まれている時間数が判然とせず、時間外・休日労働に対する割増賃金を支払っていなかった事業場に対し指導を実施。

監督指導において把握した事実と労働基準監督署の指導

- 1 労働基準監督官による監督指導において、3 6 協定で定める上限時間（月 8 6 時間）を超えて、違法な時間外労働（最も長い労働者で月約 1 4 0 時間）を行わせていたことが判明した。

労基署の対応

- ①労働基準法第 3 2 条（労働時間）違反を是正勧告
- ②3 6 協定の不適正な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導
- ③月 8 0 時間以内への削減について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止措置について専用指導文書により指導

- 2 労働基準監督官が長時間労働に対しての割増賃金を確認したところ、固定残業代の支払のみで、含まれている時間数が判然とせず、時間外・休日労働に対して割増賃金を支払っていなかったことが判明した。

労基署の対応

- ①労働基準法第 3 7 条（割増賃金）違反を是正勧告